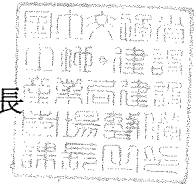




国土建労 399号
令和元年 8月 1日

(一社) 日本空調衛生工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和元年8月1日付け国土建推第15号・国土建労第423号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 この必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものでない。
- 7 この表は、「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

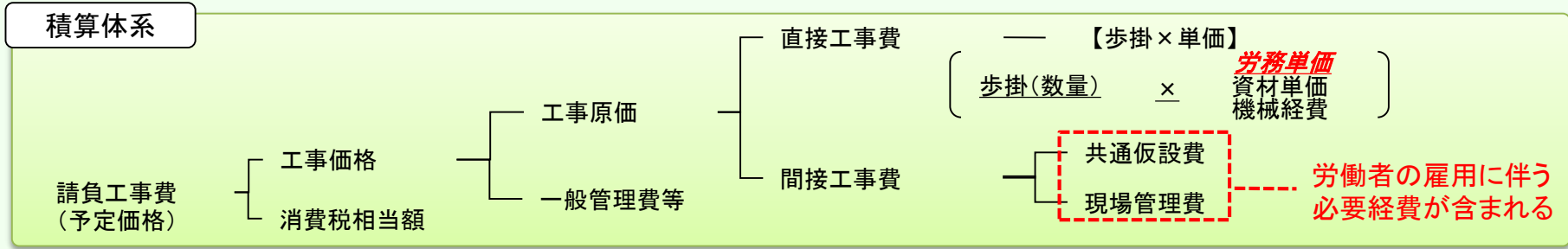
上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値)

地方連絡協議会名	都道府県名	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)																		
		サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員	交通誘導警備員B										
北海道	01 北海道	24,100	23,400	21,100	-	20,100	23,400	22,500	13,700	11,600	(33,900)	(32,900)	(29,700)	-	(28,300)	(32,900)	(31,600)	(19,300)	(16,300)	
		東北	02 青森県	25,900	23,100	22,400	-	19,100	21,800	21,700	12,700	11,200	(36,400)	(32,500)	(31,500)	-	(26,900)	(30,700)	(30,500)	(17,900)
03 岩手県	25,800		23,200	22,400	-	19,300	21,700	21,600	13,600	11,800	(36,300)	(32,600)	(31,500)	-	(27,100)	(30,500)	(30,400)	(19,100)	(16,600)	
04 宮城県	27,700		25,300	22,000	-	19,700	21,700	21,600	14,900	12,700	(38,900)	(35,600)	(30,900)	-	(27,700)	(30,500)	(30,400)	(20,900)	(17,900)	
05 秋田県	26,200		23,300	22,300	-	19,200	21,800	21,700	12,800	11,000	(36,800)	(32,800)	(31,400)	-	(27,000)	(30,700)	(30,500)	(18,000)	(15,500)	
06 山形県	25,600		24,500	22,300	-	20,400	21,800	21,700	14,500	12,400	(36,000)	(34,400)	(31,400)	-	(28,700)	(30,700)	(30,500)	(20,400)	(17,400)	
07 福島県	26,100		25,200	22,300	-	20,100	21,800	21,600	14,900	12,700	(36,700)	(35,400)	(31,400)	-	(28,300)	(30,700)	(30,400)	(20,900)	(17,900)	
	関東		08 茨城県	25,400	27,400	24,400	-	22,000	22,600	23,000	14,400	13,100	(35,700)	(38,500)	(34,300)	-	(30,900)	(31,800)	(32,300)	(20,200)
09 栃木県		25,500	27,900	24,500	-	21,800	22,600	23,000	14,000	12,100	(35,900)	(39,200)	(34,400)	-	(30,700)	(31,800)	(32,300)	(19,700)	(17,000)	
10 群馬県		24,600	27,100	24,400	24,000	21,100	22,600	23,000	13,400	11,800	(34,600)	(38,100)	(34,300)	(33,700)	(29,700)	(31,800)	(32,300)	(18,800)	(16,600)	
11 埼玉県		25,100	27,600	24,600	-	22,300	22,600	23,000	14,300	12,600	(35,300)	(38,800)	(34,600)	-	(31,400)	(31,800)	(32,300)	(20,100)	(17,700)	
12 千葉県		25,200	27,100	24,600	-	22,000	22,600	23,000	14,700	12,800	(35,400)	(38,100)	(34,600)	-	(30,900)	(31,800)	(32,300)	(20,700)	(18,000)	
13 東京都		25,300	27,300	24,600	-	22,300	22,600	23,000	15,200	13,200	(35,600)	(38,400)	(34,600)	-	(31,400)	(31,800)	(32,300)	(21,400)	(18,600)	
14 神奈川県		24,900	27,700	24,600	24,000	21,600	22,600	23,000	15,100	13,200	(35,000)	(38,900)	(34,600)	(33,700)	(30,400)	(31,800)	(32,300)	(21,200)	(18,600)	
19 山梨県		25,100	28,000	24,600	24,100	21,500	22,600	23,000	13,800	12,100	(35,300)	(38,400)	(34,600)	(33,900)	(30,200)	(31,800)	(32,300)	(18,400)	(17,000)	
20 長野県		24,400	26,900	24,900	24,200	21,200	22,700	23,000	12,800	10,900	(34,300)	(37,800)	(35,000)	(34,000)	(29,800)	(31,900)	(32,300)	(18,000)	(15,300)	
北陸		15 新潟県	27,000	24,500	23,300	20,300	20,100	22,200	22,400	14,200	12,400	(38,000)	(34,400)	(32,800)	(28,500)	(28,300)	(31,200)	(31,500)	(20,000)	(17,400)
	16 富山県	26,100	24,400	23,300	20,100	20,800	22,200	22,400	14,100	12,800	(36,700)	(34,300)	(32,800)	(28,300)	(29,200)	(31,200)	(31,500)	(19,800)	(18,000)	
	17 石川県	25,500	23,600	23,200	19,700	20,900	22,200	22,400	14,600	12,700	(35,900)	(33,200)	(32,600)	(27,700)	(29,400)	(31,200)	(31,500)	(20,500)	(17,900)	
中部	21 岐阜県	25,200	24,500	24,000	22,300	19,900	23,400	24,100	14,200	12,800	(35,400)	(34,400)	(33,700)	(31,400)	(28,000)	(32,900)	(33,900)	(20,000)	(18,000)	
	22 静岡県	24,900	30,700	24,000	22,300	21,500	23,300	24,100	14,700	12,700	(35,000)	(43,200)	(33,700)	(31,400)	(30,200)	(32,800)	(33,900)	(20,700)	(17,900)	
	23 愛知県	24,800	27,500	24,000	22,300	20,300	23,300	24,100	15,100	13,000	(34,900)	(38,700)	(33,700)	(31,400)	(28,500)	(32,800)	(33,900)	(21,200)	(18,300)	
	24 三重県	25,400	27,700	24,000	22,300	21,100	23,400	24,100	14,400	12,400	(35,700)	(38,800)	(33,700)	(31,400)	(29,700)	(32,900)	(33,900)	(20,200)	(17,400)	
	近畿	18 福井県	21,400	22,800	21,800	-	19,100	21,600	21,700	13,400	11,800	(30,100)	(32,100)	(30,700)	-	(26,900)	(30,400)	(30,500)	(18,800)	(16,600)
25 滋賀県		23,100	23,200	21,700	-	19,900	22,000	22,600	12,900	10,900	(32,500)	(32,600)	(30,500)	-	(28,000)	(30,900)	(31,800)	(18,100)	(15,300)	
26 京都府		23,100	23,300	21,700	-	19,400	21,800	22,400	13,000	10,500	(32,500)	(32,800)	(30,500)	-	(27,300)	(30,700)	(31,500)	(18,300)	(14,800)	
27 大阪府		22,700	23,300	21,700	-	19,400	21,600	22,200	12,800	11,100	(31,900)	(32,800)	(30,500)	-	(27,300)	(30,400)	(31,200)	(18,000)	(15,600)	
28 兵庫県		22,700	23,300	21,700	-	19,300	21,700	22,200	13,100	10,900	(31,900)	(32,800)	(30,500)	-	(27,100)	(30,500)	(31,200)	(18,400)	(15,300)	
29 奈良県		23,100	23,400	21,700	-	19,600	22,000	22,100	13,200	11,000	(32,500)	(32,600)	(30,500)	-	(27,600)	(30,900)	(31,100)	(18,600)	(15,600)	
30 和歌山県		22,900	23,300	21,700	-	19,300	21,800	21,900	12,800	10,900	(32,200)	(32,800)	(30,500)	-	(27,100)	(30,700)	(30,800)	(18,000)	(15,300)	
中国		31 鳥取県	19,700	21,800	20,400	17,500	18,400	20,300	20,500	13,400	10,700	(27,700)	(30,700)	(28,700)	(24,600)	(25,900)	(28,500)	(28,800)	(18,800)	(15,000)
		32 島根県	19,600	21,300	20,400	17,500	18,700	20,300	20,500	13,400	11,400	(27,600)	(29,900)	(28,700)	(24,600)	(26,300)	(28,500)	(28,800)	(18,800)	(16,000)
		33 岡山県	19,600	22,300	20,400	17,500	18,400	20,300	20,500	13,900	12,000	(27,600)	(31,400)	(28,700)	(24,600)	(25,900)	(28,500)	(28,800)	(19,500)	(16,900)
	34 広島県	19,600	21,300	20,400	17,500	18,600	20,300	20,500	13,900	11,800	(27,600)	(29,900)	(28,700)	(24,600)	(26,200)	(28,500)	(28,800)	(19,500)	(16,600)	
	35 山口県	19,700	21,600	20,500	17,600	18,600	20,300	20,500	13,700	11,400	(27,700)	(30,400)	(28,800)	(24,700)	(26,200)	(28,500)	(28,800)	(19,300)	(16,000)	
四国	36 徳島県	-	-	20,200	-	-	-	21,000	13,400	12,000	-	-	-	-	-	-	(28,500)	(18,800)	(16,900)	
	37 香川県	-	-	20,200	-	-	-	21,000	13,500	12,100	-	-	-	-	-	-	(28,500)	(19,000)	(17,000)	
	38 愛媛県	-	-	20,200	-	-	-	21,000	12,900	10,900	-	-	-	-	-	-	(29,500)	(18,100)	(15,300)	
	39 高知県	-	-	20,200	-	-	-	21,000	12,300	10,400	-	-	-	-	-	-	(29,500)	(17,300)	(14,600)	
	九州	40 福岡県	26,700	22,500	22,500	16,900	19,000	21,400	22,100	13,200	11,700	(37,500)	(31,600)	(31,600)	(23,800)	(26,700)	(30,100)	(31,100)	(18,600)	(16,500)
41 佐賀県		26,700	22,500	22,500	16,900	18,800	21,400	22,300	13,100	11,500	(37,500)	(31,600)	(31,600)	(23,800)	(26,400)	(30,100)	(31,400)	(18,400)	(16,200)	
42 長崎県		26,500	23,400	22,600	17,000	19,000	21,400	22,400	13,300	12,200	(37,300)	(32,900)	(31,800)	(23,900)	(26,700)	(30,100)	(31,500)	(18,700)	(17,200)	
43 熊本県		26,800	22,600	22,700	17,000	18,800	21,400	22,000	12,900	11,100	(37,700)	(31,800)	(31,900)	(23,900)	(26,400)	(30,100)	(30,900)	(18,100)	(16,600)	
44 大分県		26,200	22,500	22,500	16,900	19,100	21,400	22,100	13,100	11,600	(36,800)	(31,600)	(31,600)	(23,800)	(26,900)	(30,100)	(31,100)	(18,600)	(16,900)	
45 宮崎県		26,000	22,400	22,500	16,900	19,000	21,400	21,900	13,100	10,200	(36,600)	(31,500)	(31,600)	(23,800)	(26,700)	(30,100)	(30,800)	(18,400)	(14,300)	
46 鹿児島県		26,100	22,200	22,600	16,800	18,900	21,400	21,900	14,000	11,900	(36,700)	(31,200)	(31,800)	(23,600)	(26,600)	(30,100)	(30,800)	(19,700)	(17,000)	
沖縄		47 沖縄県	-	18,400	22,000	-	16,700	-	-	11,700	10,300	-	(25,900)	(30,900)	-	(23,500)	-	-	(16,500)	(14,500)

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
 - ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)
- ※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



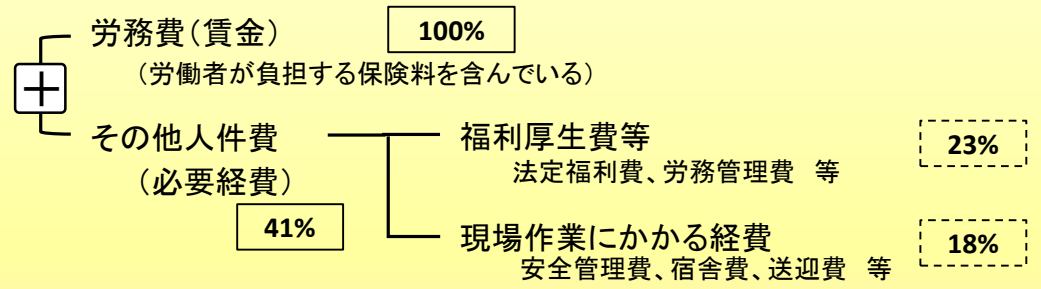
課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値
 (注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

〔 上段 : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費 〕